

東社協福祉施設経営相談室だより

No.114(全4枚)

平成28年5月27日

社会保障審議会 福祉部会 第17回 開催(5月20日)

改正社会福祉法のうち、平成29年4月1日施行の改正事項の詳細については、現在、社会保障審議会福祉部会において検討が進められています。

4月19日の第16回福祉部会後、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」が4月26日、5月17日の2回にわたり開催され、社会福祉法人の会計監査等に係る事項、余裕財産の明確化における控除対象財産に係る事項が検討されました。

こうした検討を経て、5月20日に第17回社会福祉審議会福祉部会が開催されました。

当日は、第16回福祉部会に出された、平成29年度施行とされている検討課題4項目のうち、①評議員会の員数に係る経過措置、②会計監査人の設置法人について、以下のとおり検討の方向性が示され、検討が行われました。

検討の方向性

第17回社会保障審議会福祉部会
平成28年5月20日

資料2

1. 評議員の員数に係る経過措置

- 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号。以下「改正法」という。)においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図る観点から、評議員会について、これまでの任意の諮問機関から、必置の議決機関としたところである。
- この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数(6人以上)を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとしている。
- この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見があった。
- このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として検討してはどうか。

(参考資料: サービス活動収益階層ごとの事業別法人数累計割合)

	法人全体	児童福祉事業のみ	保育所のみ	児童養護施設のみ	高齢者福祉事業のみ	特養等のみ	障害者福祉事業のみ	障害者支援施設等のみ
1億円以下	22.4%	32.7%	39.0%	9.3%	8.6%	6.8%	37.2%	7.5%
2億円以下	50.1%	78.0%	83.6%	66.4%	20.7%	17.9%	60.7%	25.3%
3億円以下	62.0%	90.0%	93.1%	90.7%	33.1%	37.0%	75.7%	57.5%
4億円以下	70.4%	94.7%	96.4%	94.4%	48.5%	57.9%	84.2%	71.9%
5億円以下	77.3%	97.0%	98.2%	99.1%	64.1%	77.8%	89.3%	82.2%

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書(平成25年度決算)から、集計・分析を行った。

1

2. 会計監査人の設置義務法人の範囲

- 改正法においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査を義務付けることとしたところである。
- この一定の事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人又は負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人とすることが適当とされたところである。
- 会計監査人の選任に当たっては、予備調査を含め、一定の期間が必要であることから、監査を受ける社会福祉法人における態勢整備が必要であるとともに、監査を実施する公認会計士等においても、一定の準備が必要である。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制が構築され、社会福祉法人に対する信頼を向上させていく必要があることから、十分な準備期間が必要であるが、改正法案の提出から成立まで1年が経過し、施行までの準備期間が1年不足という状況となっている。
- このような状況を踏まえると、今般導入することとした、会計監査人制度を社会福祉法人に安定的に根付かせ、将来的に、より多くの社会福祉法人に対して適用していくためには、導入時に円滑に施行することが重要である。
- このため、会計監査人制度については、段階的に導入することとしてはどうか。

評議員の員数は「7人以上(理事の員数を超える人数)」とされていますが、小規模法人への経過措置として、「一定の事業規模を超えない法人について、施行から3年間、評議員の数について4人以上とする」となっています。

この小規模法人の事業規模について、厚労省からは、経営施設数でなく、サービス活動収益を基準として検討する方向性が示されました。委員からは、収益規模の考え方や未設置法人への評議員選任に向けた支援方法などについて意見が出され、厚労省では、次回の部会で基準案を示すとしています。

また、「一定の事業規模を超える法人に会計監査人の設置を義務付ける」こととなっていますが、その法人の事業規模について、26年度の福祉部会の報告では、「①収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人(当初は10億円以上の法人とし、段階的に対象範囲を拡大)、②負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人」とされています。

このことについて、厚労省からは、公認会計士等における準備の必要性や施行までの準備期間が1年不足という状況にある中、段階的な導入の方向性が示されました。

そのほかにも、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」(4月26日、5月17日)の議論をふまえた方向性が示されました。委員からは、会計監査人の設置が義務付けられない法人についても、財務規律の向上のために支援が受けられる仕組みの必要性など意見がありました。

社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会（第1回、第2回）
における議論を踏まえた方向性

平成28年5月20日

1. 会計監査人候補者の選び方

- 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいものの、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などの弾力的な運用も可能とする。
- その際、複数の会計監査人候補者から提案書・見積書等を入手し、法人において選定基準を作成し、比較検討のうえ、選定することとする。
- なお、選定基準の例や選定方法については、法人に対して丁寧に周知していく。

2. 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

- 今般の会計監査人制度の導入は、法人全体の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが目的であり、法人単位の計算書類について会計監査人監査により適正性が担保されれば、その目的の達成は可能である。したがって、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。
- この際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

3. 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）

- 会計監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、計算書類等を対象として会計監査を実施する。効率的・効果的な会計監査を実施するため、法人における業務を管理運営するための法人内部の統制の仕組み（以下、「内部統制」という）の整備・運用状況についても確認を行う。
 - 社会福祉法人の内部統制に関しては、公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、事業に係る内部統制のうち会計監査人が特に注力する分野としては以下のとおりとする。
 - ・ 購買プロセスに係る内部統制
 - ・ 固定資産管理プロセスに係る内部統制
 - ・ 資金管理プロセスに係る内部統制
 - ・ 人件費プロセスに係る内部統制
- （注）会計監査を受ける法人の状況や公認会計士が行う監査手法等により内部統制の確認方法は様々である。

4. 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

- 社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）において、会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応として「公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等」が示されている。
- これに関しては、当該法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、財務会計に関する事務処理体制の向上や財務会計に関する内部統制の向上に係る必要な支援を選択して、専門家を活用することが考えられる。

現在まで、2回開催された、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」は、今後、非公開で開催され、検討結果が社会保障審議会福祉部会に提出されると推測されます。

次回の社会保障審議会福祉部会は、6月上旬に開催される予定ですが、残る検討事項である「控除対象財産の算定方法」や「地域協議会について」検討されることとなると思われます。

○第17回社会福祉審議会福祉部会当日資料は、以下に掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

○社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会当日資料等は下記に掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>

＜東京都社会福祉協議会 経営相談室＞ TEL03-3268-7170

平成28年4月より、福祉施設経営相談事業は、新たな体制で実施しております。

引き続きよろしくお願いいたします。

*本相談室へのご相談には k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。